

TAC 株式会社のロッカー利用をお申込みいただくには、以下の申込規約に従っていただくことになりますので、あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。

第1条（利用資格）

1. 本規約により定めるロッカーは、TAC 株式会社（以下「当社」といいます）と TAC 申込規約に基づき受講契約を締結した受講有効期限内の会員の専用ロッカーとします。
2. 当社のロッカーの利用資格は、当社の通学講座・通信講座の本科生・バック生の受講をされている方（税理士講座は、単科生も含みます）を対象とします。

第2条（ロッカー契約）

1. ロッカーの利用を希望する当社の会員は、当社の各校舎にて申込手続きをするものとし、当社が申込書を受領し、所定の利用料を支払うことにより、ロッカーの利用契約（以下「利用契約」といいます）が成立するものとなります。
2. 利用契約が成立した会員（以下「利用者」といいます）は、ロッカーの現状を変更し、または利用契約に基づく権利もしくは地位を第三者に譲渡・貸与、担保の供にすることはできないものとなります。
3. 当社は利用者にロッカーの鍵または南京錠、キーホルダー、ロッカーカード等の付属品（以下「貸与物」といいます）を貸与し、利用者は当該貸与物を自己の責任において保管するものとなります。利用者は貸与物を複製、また第三者に貸与することはできません。
4. ダイヤル式ロッカーの場合、利用者は自らロッカーの暗証番号を設定したうえで、第三者に開示せず自己の責任において管理するものとなります。

第3条（利用料および支払方法）

利用者は、ロッカー申込手続き時に別紙申込書に定めるロッカー利用料を、申込手続きを行う校舎（以下「利用校舎」といいます）にて当社が指定する方法で支払うものとします。なお、利用料については、利用契約時の申込書面に定める通りとします。

第4条（契約期間および利用時間）

1. 利用契約の有効期間は、利用者がお支払いされた利用料に応じた該当月の月末（以下、「利用期間」といいます）までとします。なお、利用者が受講する講座の受講期限を超過しての利用はできないものとします。
2. ロッカーの利用時間帯については、利用校舎の営業時間に準じるものとします。

第5条（貸与物の交換・紛失等）

利用者は、当社から貸与物を紛失された時には、直ちに利用校舎に申し出を行い、当該貸与物の交換に要する費用を負担するものとします。なお、当該、貸与物の再発行にかかる費用については、利用契約時の申込書面に定める通りとします。

第6条（延滞料）

利用者が利用期間を10日間経過し、収納物品を引き取らない場合、当社に対して延滞料を支払わなければならないものとします。なお、当該延滞料については、利用契約時の申込書面に定める通りとします。

第7条（一定期間の不利用）

1. 利用者は、利用者の利用期間中であっても次に掲げる場合には、一時的に、ロッカーの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。
 - （1）ロッカーの故障等による点検・整備等を行う場合
 - （2）当社各校舎が休業日、短縮営業の場合または校舎を臨時に閉校した場合
2. 前項に伴い、利用者に生じた不利益については、当社では責任を負いかねますので予めご了承ください。

第8条（解約手続）

1. 利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、利用校舎にて当社所定の手続きをとるものとなります。なお、利用契約は、利用者の貸与物返却の時をもって終了するものとなります。
2. 利用者が解約手続を行った場合、解約日の属する月の翌月分からの利用最終月までの残額を銀行振込にてご返金いたします。なお、解約に関して解約日の属する月の日割り計算による返金は致しかねますので予めご了承ください。
3. ロッカーの解約に伴うご返金は、当社所定の日数により手続きさせていただきますので予めご了承ください。

第9条（禁止事項）

1. 当社は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止いたします。
 - （1）次に掲げる物をロッカーに収納すること
 - ① 現金、有価証券、貴重品（貴金属等）またはこれらに類する高価品
 - ② 揮発性物質、爆発物等の危険物
 - ③ 臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物またはロッカーを汚損・毀損するおそれのある物
 - ④ 動物または動物の死骸、植物
 - ⑤ 銃砲刀剣類または法律により所持、携帯を禁じられている物
 - ⑥ その他当社が適切ではないと判断する物
 - （2）ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること
 - （3）承諾を得ずに第三者のロッカーを開扉すること
 - （4）ロッカーを汚損し、または毀損すること
 - （5）ロッカーを第三者に使用させること
 - （6）その他当社が不適切であると判断した行為を行うこと
2. 当社は、ロッカーの収納物品が前項第1号に掲げる物に該当する疑いのあると認めたとき、また関係官公署から収納物品の調査や提出を求められたときには、利用者への事前通知なく当該ロッカーを開扉するものとし、かつ、当社の判断により当該収納物品を保管、廃棄その他設備管理上必要な処置をすることができるものとします。

第10条（利用契約の解除）

当社は、利用者が次の掲げる事項の一つでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに、利用契約を解除することができます。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）TAC 申込規約、その他当社各種利用規約に違反した場合
- （3）当社会員規約に定める会員資格を喪失した場合
- （4）ロッカーの利用に関して当社の指示に従わない場合

第11条（契約終了時の収納物品の処理）

1. 利用者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了するときには、その終了日までに収納物品を引き取り、ロッカーを当社に明け渡すものとします。
2. 利用者が利用期間を過ぎても収納物品を引き取らないときには、当社は、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、利用期間終了後から3か月間これを保管するものとします。
3. 利用者が前項に基づき保管した収納物品を利用期間終了後から3か月間経過しても引き取らない場合には、当社は利用者が当該収納物品の権利を放棄したものとみなしこれを処分します。この場合、当社は利用者ならびに第三者からの苦情等をお受けいたしかねますので予めご了承ください。
4. 当社は、前2項に基づき保管する収納物品が第9条第1号に定めるものであるときには、第10条に基づく処置を講じます。この場合、利用者は、当社に対して何らの補償を求めないものとします。

第12条（損害賠償責任）

利用者は、次の各号に掲げる事項が生じた場合、当社にその損害の賠償をしなければならないものとします。

- （1）利用者が、当社ロッカー（第三者が利用するロッカーを含む）及び当社施設又は物品を汚損、破損、毀損等した場合
- （2）利用者が本規約に違反し、当社に損害を与えた場合

第13条（免責事項）

当社は、次の各号に掲げる事由に基づきロッカーの収納物品が滅失または毀損された場合、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

- （1）利用者によるロッカーの未施錠の場合
- （2）鍵または暗証番号の紛失もしくは盗難等により第三者がロッカーを開扉した場合
- （3）第9条第2項に基づき当社が必要な処理を講じた場合
- （4）天災事変等の不可抗力による場合
- （5）関係官公署から収納物品の押収または証拠品として提出を求められた場合
- （6）その他当社の責めに帰さない場合

第14条（規約の変更）

当規約の変更が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.tac-school.co.jp/terms.html>）にて告知いたします。

以上